



Title	ベトナム前近代史の基礎的研究 : とくにベトナム法（越律）の形成と内容について
Author(s)	片倉, 穰
Citation	大阪大学, 1983, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/33720
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏名・（本籍）	片倉 稜
学位の種類	文学博士
学位記番号	第 6076 号
学位授与の日付	昭和 58 年 4 月 15 日
学位授与の要件	学位規則第 5 条第 4 項該当
学位論文題目	ベトナム前近代史の基礎的研究 ——とくにベトナム法（越律）の形成と内容について——
論文審査委員	(主査) 教授 斯波 義信 (副査) 教授 山田 信夫 教授 岡部 健彦

論文内容の要旨

本論文は、前近代ベトナムにおける成文法典中の白眉とされる黎朝（1428～1789）の国朝刑律についての比較法史的考証を主体とし、若干の附帯的問題を併説したものである。内容を整理して示すと、(1)国朝刑律成立の前史とその特色、(2)国朝刑律の底本考証と構成内容、(3)同法典にみえる中国法の継承関係、(4)同法典にみえる土着法慣行の特色、など刑法史の研究が骨子をなし、これに関連する問題として、(5)奴婢規定をめぐる土着・外来要素の複合相関、(6)養子相続規定をめぐる土着・外来要素の複合相関、(7)中・越外交の推移と背景、(8)馬匹需給の推移と関連諸制度、が補説されている。全篇を通じて、ベトナムが中・印両文明圏のはざまに位置しながらも、直接に境を接する中国文明圏からの一貫した強い文化的影響を受け、その借用を余儀なくされたという状況のなかで、土着の自律的要素がどの程度まで、またどのような形で自己を表明し、主体的な選択と適応をとげ、近代以降の民族の自己同一性をつくりだす機縁となったか、という問いを考察の力点としている。

「前言」では、過去百余年の研究史・史料学の進捗を回顧し、ベトナム史において、外来（中国）文化の受容、また外来文化と固有文化との習合・変容という大テーマの研究が、その基礎枠組を提供すべき法史的・制度的研究においても、いちじるしく立ちおくれている現状を指摘し、この空白を埋めるべく、国朝刑律（以下黎律とよぶ）の逐条につき、中国法の継受・変容の態様を検証するという趣旨を論じている。

「序篇 北属時代の法」では、前近代ベトナム法史を、北属期・独立期に分けた上、独立に至る前史を中国支配前（紀元前三世紀～秦の南征）、中国法波及期（～後漢初・馬援の南征）、中国支配前期（～魏晉南北朝）、後期（隋・唐）の分期にしたがって論ずる。論者は、秦・前漢に当る時期を、中国法に

よる統治の前提準備期と考え、土着の^{ローカル}越政治社会の上層に、中国の間接的貢納支配や礼教的統治理念が位置するという法の二重構造に注意を向ける。後漢以後は、漢人移住者の増大を介して、中国式の法治・官僚制・貢納制が上層社会を規律するようになる。隋・唐時代は、郡県制から^{郡縣}制へと支配の直接性がやや退く間に、成長した土着勢力が当代の普遍法であった唐の法典を摂取し、帝権・国家・官僚の諸組織を伸張させ、独立をめざすようになったと論ずる。

「第一篇 ベトナム独立王朝の法—李・陳朝の場合—」では、唐の滅亡の機会に独立したベトナムの政権、李朝（1009～1225）と陳朝（1225～1400）における、刑法典の編纂状況と司法体系の特色を考察し、ことに陳朝の安南志略に記録する刑政を詳述している。この時代に中国の五刑（笞、杖、徒、流、死）の制、ことに自由刑である徒刑が摂取されて、刑罰の大綱が整うが、土着社会の実情に見合う補訂が施され、たとえば身体刑・自由刑と賠償制を併存させるごとき個性的選択が目立つことを指摘している。

「第二篇 国朝刑律（黎朝刑律）の基礎的諸問題」では、この黎律の現存三種のテキストを校合し、構成対照表に整理したのち、全条文の半数近くにベトナム側の主体的運用がみられるという一般特徴を指摘する。さらに、黎律が中国法にくらべて刑量が重く、量の明示を欠く反面で、身分上下の差に応じた数種の刑の併科、上下各層に及ぶ名譽刑の多用、そしてこれらに応ずる司法官の裁量の融通性など、独自の適応が随処にみられることに注目する。また論者は、こうした文脈の中で、ベトナム固有の罰銭・償命銭・謝銭や、財の盗犯に科する定率賠償の制、労役の濫用に科する賠償の制に論及する。またこの賠償制は東南アジアの固有の慣行に由来するというだけでなく、賠償をめぐる責任の限定に当って、土着社会独自の家族・親族法、身分法、財産法が垣間見られることにおいても、ベトナム本来の法規範を知る重要な手がかりであることを論ずる。

「第三篇 ベトナム前近代の歴史と法に関する二・三の問題」は、前篇の考察を法社会学的に一步深めるための考証である。まず、ベトナム社会の進化の中で、黎律の時代がなお官私奴婢身分の存在を広く社会的に容認し、生産・儀礼等にかかわる構成的要素と認めていたことに注意を喚起する。こうして黎朝が中国の良賤制度を導入した背景に、論者は国法上に奴婢を定位せしめる必要性が存したことを見る。また奴婢の位置づけは当然に家族法、財産法にも及ぶが、主と奴との関係につき、同じく家父長家族制をとるといっても、父母存命中の別籍異財への禁忌がゆるく、かつ家産の個人専有または夫婦共産に傾きがちなベトナムでは、奴婢所有主は、中国法のごとくに広く同居同財親を指すとは限らず、事実上の家長であったことも指摘されている。

論者は同様の考察を相続法にもおよぼし、上下各層における養子や相続の規定と慣行に言及している。ここでも異姓を養わず、同一輩行者からの養子採用を原則とする中国法は、徹底を欠いている。また収養年令の下限も中国と一致していない。概してベトナムでは異姓養子の収養は禁忌の対象でない反面、相続法では実子との差別が行われていた点で中国とへだたっていたとのべる。

「附篇 ベトナム・中国の初期外交関係に関する一問題—交趾郡王・南平王・安南国王等の称号をめぐる—」では、独立にともない、中国を宗主とする藩属外交関係に組み込まれたベトナム李朝が、隣国占城との間で中国への朝貢実績をめぐる外交・政治上の優劣を競う状況を論じ、ベトナムの朝貢実

績と、占城に対する軍事優越、それに中国本土での宋・金抗争情勢が複合作用して、1174年、南宋による安南国加封を導き、李朝が今日の北部ベトナム地域を征圧する機縁となったことを論じている。

「結語」では、全篇をまとめ、ベトナム前近代の独立期に、伝統的な中国法の圧倒的影響という条件下に立ちながらも、時の政権は外来要素を主体的に選択し、運用に工夫をこらし、内面的必要に応じたものに変容したと結び、今後かかる法史の復元作業を拡充しつつ、身分法、社会集団の分析にもさらに踏みこむことを課題として挙げている。

論文の審査結果の要旨

本論文の評価に当り、諒解を要すると思われることは、ベトナム法史、さらにベトナム史についての研究の未開拓性である。本論文の主眼をなす黎律についても、仏・英語訳各一、仏語補訂一、ベトナム語訳二が知られるほかは、仁井田陞、山本達郎、牧野巽、楊鴻烈氏らが概説的に、あるいは部分的に論じたにすぎない。こうして、研究蓄積や史料学、方法枠組に明白な空白が存する上に、今日のベトナム研究者は、この国が中・印両文明のはざまに位置するという複合的状況の理解が求められることはもとより、動的でトータルな自律史を書くことをも求められている。このためには、表層現象の解明に加えて、地文・生態の複雑な環境、社会・宗教規範の重層構造に目を配り、伝統と変革の交渉を内発的に規定する要素の関連を見きわめなければならない。

本論文は、その主題が明示するように、ベトナム現代をその過去との不即不離の関係で見なおし、再構成するという視点に立ち、刑罰に表明された社会的規範が、過去にどの程度、どのような形で主体的に選択され、運用されたかを、文献主義的に立証しようとするものである。こうした目的に対して、中国語史料、ことに刑律に重点的に依拠し、さらに法制史という限定領域でなされる作業が、どこまで実像に迫りうるかは、もとより問題の存するところである。しかしベトナム旧法体系の母法たる中国律令に対する近代的研究の歩みが、近八十余年の歳月を算するにすぎず、近年ようやく私法・慣習法領域に研究の重点を向けつつある情勢を顧みれば、本論文に示されたごとき着実に忍耐強い律文の語義・用法の考証、底本の校合、中・越両法の異同の確定、等の困難な仕事は、現下の学界の要望に直接応える貴重な貢献であると認めることができる。黎律の過半がベトナム側の主体的選択や創意を表明しているという論者の指摘のごときは、かかる脈絡からみて新鮮である。

さらに論者が中国の法や法慣行との比較・弁別を念頭においてとくに掘り下げた部分、たとえば自由刑の多用、賠償制の併存、諸罪併科と裁量の融通性、奴婢身分の遍在とその刑法上の定位、家族・親族法における中・越間の規範のへだたり、相続法における異姓養子収養の盛行、家産の管理・相続をめぐる中・越間の差違、等の指摘は、本論文の成果である。これらの話題は、すでに先学の知見に属するものが多いが、文献主義的な周到さで論じられたものは、本論文をもって嚆矢とする。

本論文は、論証範囲が広いために、意を尽さぬ所、今後の洗練を要する所も少なしとしない。なかんずく、論者の取上げる「法」が、成文法を主内容としながらも、時に法慣行、法意識、そして法規範全

般が無差別に「法」の下に一括され、あるいは「固有法」なる語によって成文法に対置される。この概念の不定性は、この論文が一面で成文法の文献考証を志向しながらも、一面で法規範の重層構造や社会人類学的環境に目を向けているので、時に論旨の脈絡の整合を不鮮明にし、また時に非成文法、即固有法と映ずる短絡が目につく。

次に、論者はつとめて中・越間の法の比較を意識しているが、比較の枠組の設定が粗放である。論者は、中国において法が一枚岩として構成され、運用されていたと想定して比較を求めるが、その際、理念上の普遍性と運用の融通性・実効性（法と情）の関係を無視している。中国法においても、上訴・審理手続は分化をとげ、かつ地域・状況の差違性が明瞭に意識され、具体事例における法慣行、親権・族権の実情の斟酌は、判決を左右する重要な要素であった。ベトナムにおける女権の強さ、異姓収養の風も、華中・華南の相続法では、ある程度の親近性を認めることができる。要するに比較が実効を挙げるためには、社会学で規定する社会内、^{イントラソサイエタル}社会間の枠組を用意し、^{クロスソサイエタル}これらを統合的に駆使する工夫をこらすべきである。

さらに、ベトナムが、なぜ律を摂取して令に及ばなかったか、という問題が問われていない。これに関連して、独立後のベトナムで成長したと論者が指摘し頻用する用語「中央集権」が、具体的に何について構想されているかも不明確である。ここでは、科挙の採用、軍制のための戸籍、行政単位の作製などの既知の現象が問われるべきであり、然るべく整えられた理念、儀礼、行政制度が土着社会に変容をもたらしたか否かも究められねばならない。同様に、独立化と朝貢は、ある種の均衡の下で成立したはずであるが、たとえば往復外交文書の表現についての周倒な研究は、本論文では、試みられていない。

しかし、これらの研究の未開発性に附随する問題を残しながらも、論者が永年にわたる研鑽にもとづいて、旧時代ベトナム法史の成立、発展、内容につき、詳密で豊かな基礎的知識を学界に提供し、重要な橋頭堡を築いた功績は、すでに明らかである。本研究科委員会は、本論文に示された成果を、文学博士の学位の授与に値するものと判定するものである。